

静岡労働局発表  
令和7年12月25日

担当	静岡労働局 労働基準部 健康安全課 課長 皆野川 順夫 主任安全専門官 高橋 知裕 安全係 池田 陽朗 電話 054-254-6314
----	---

## 第三次産業（小売業・介護施設）の転倒・腰痛災害対策 に活用するため、東レ三島工場を訪問します

静岡労働局（局長 國分 一行<sup>こくぶん かずゆき</sup>）は、静岡県SAFE協議会（小売業・介護施設）の活動の一環として、令和8年1月28日、同協議会の民間事業者の構成員とともに東レ株式会社三島工場（三島市）を訪問し、同社の安全衛生管理活動を見学します。

当日は、同社で行われている転倒・腰痛災害防止対策の取組事例等について講義を受けるとともに、工場内の設備についても見学する予定です。

静岡労働局では、安全衛生活動を真摯に進める県内の異業種（製造業）の取組を静岡県SAFE協議会の構成員とともに学ぶことにより、同協議会の活動を更に発展させるとともに、県内の第三次産業における転倒・腰痛災害の更なる減少を目指します。

近年、小売業、介護施設を中心とした第三次産業において、転倒・腰痛を始めとした行動災害の増加が顕著に認められます（資料1参照）。このため、静岡労働局は、県内で労働災害防止対策に積極的に取り組んでいるリーディングカンパニーのほか、地方公共団体等を構成員とするSAFE（Safer Action For Employees）協議会を設置し、行動災害の防止を目的とした協議、その他活動に取り組んでおります（資料2、3参照）。

### ○令和7年度第2回静岡県SAFE協議会（工場見学会）

1 日 時 令和8年1月28日（水） 13時30分～15時30分

2 場 所 東レ株式会社 三島工場

静岡県三島市 4845

3 出席構成員（小売業）

株式会社 遠鉄ストア（本社 浜松市）

株式会社 杏林堂薬局（本社 浜松市）

株式会社 静鉄ストア（本社 静岡市）

株式会社 田子重（本社 焼津市）

株式会社 マキヤ（本社 富士市）

マックスバリュ東海 株式会社（本社 浜松市）

4 出席構成員（介護施設）

社会福祉法人 聖隸福祉事業団（本部 浜松市）

社会福祉法人 静和会（本部 静岡市）

社会福祉法人 春風会（本部 沼津市）

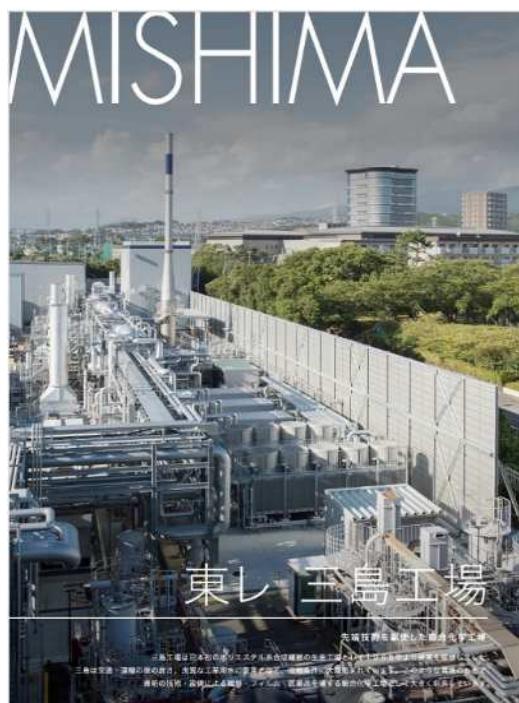
## ○東レ株式会社 三島工場について

### 1 企業・事業場概要

東レ株式会社は、1958年の操業開始以降、ポリエスチル纖維、ポリエスチルフィルム、医薬品の開発・生産を担い、衣料用や工材用の素材メーカーとして国内外をリードしてきました。

### 2 安全衛生活動

沼津労働基準協会、静岡県化学工場災害防止協議会の常任理事を務め、労働災害を防止するため、製造設備・工程の本質安全化や、作業者の身体的な負荷軽減、転倒対策などに取り組んでいます。



### 取材にあたっての留意事項

- 取材を希望される報道関係者の方は、別紙「取材申込書」で1月16日（金）までに健康安全課あてメールにてお申込みください。期日までにお申し込みいただいている場合は、入場をお断りする場合がございます。
- お申込みいただいた方は、当日 13:10までに、工場南側入口にお越しください。
- 事業場所在地については、下記のHPをご覧ください。

[https://www.toray.co.jp/saiyou/fresh/worklifebalance/plants\\_mishima.html](https://www.toray.co.jp/saiyou/fresh/worklifebalance/plants_mishima.html)

### 添付資料

#### 別紙 取材申込書

資料1 第三次産業（小売業・社会福祉施設）の死傷災害の現状

資料2 静岡県小売業SAFE協議会設置要綱

資料3 静岡県介護施設SAFE協議会設置要綱

(別紙)

## 取材申込書

1月28日の工場見学会の取材を希望される場合は、1月16日(金)までに、事前に申し込みをお願いします。

貴社名		
取材人数	____人(カメラ台数:ムービー____台、スチール____台) 三脚の使用(有・無)	
代表担当者氏名		靴のサイズ(____cm)
同行者氏名1		靴のサイズ(____cm)
同行者氏名2		靴のサイズ(____cm)
ご連絡先	e-mailアドレス; 電話番号;	
交通手段	自動車(____台) 自動車の場合は車種____ ナンバー(____) 公共交通機関・その他(____)	

### 注意事項

- 申込は報道機関の方のみ対象となります。なお、原則1報道機関3名までとさせていただきます。
- 工場内の撮影については、決められた場所及び決められた角度からの撮影になります。また、撮影された内容について確認させていただく場合がございます。
- 服装について、スカート、ハイヒール、サンダルでのご来場はご遠慮ください。靴については、工場見学時に貸出用の安全靴に履き替えていただきます。

【連絡先】 静岡労働局 労働基準部 健康安全課

担当 高橋、池田 電話 054-254-6314

Mail [kenkouanzenka-shizuokakyoku@mhilw.go.jp](mailto:kenkouanzenka-shizuokakyoku@mhilw.go.jp)

迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

「**×**」を「@」に置き換えてください。

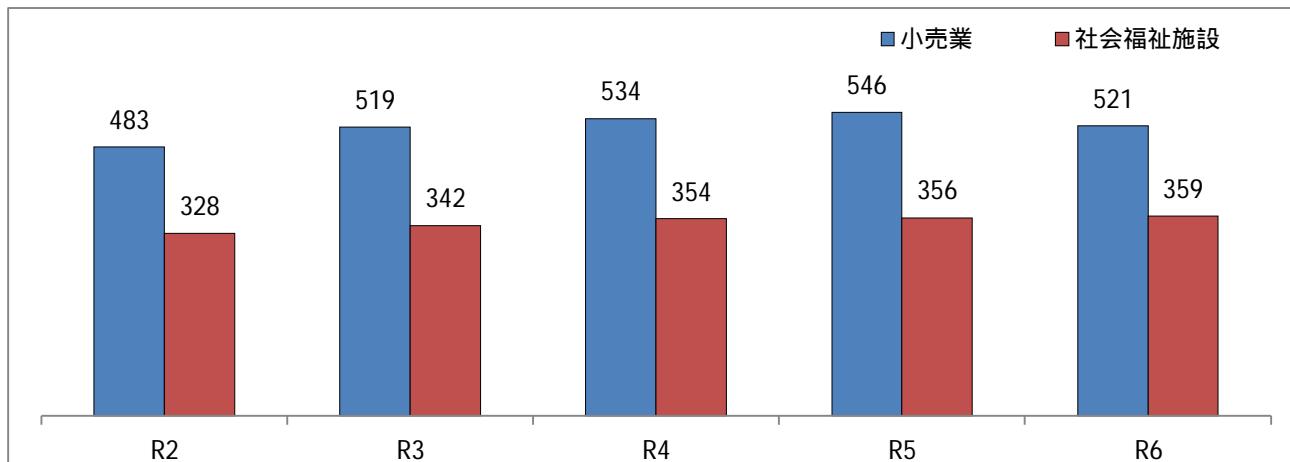


# 第三次産業(小売業・社会福祉施設)の死傷災害の現状

資料1

## (1) 年別推移

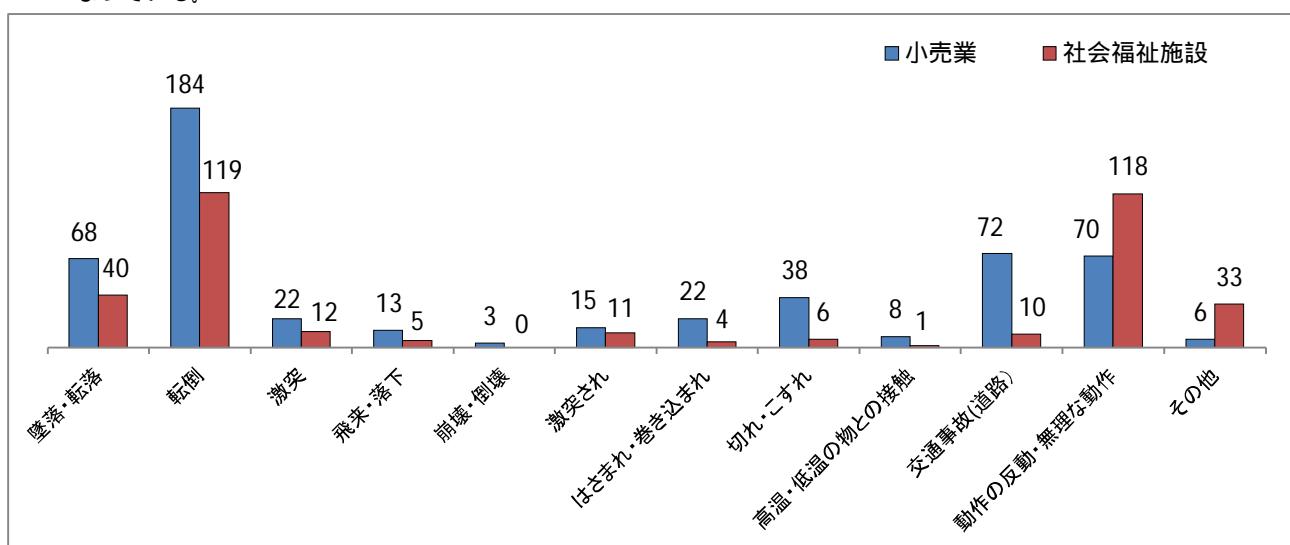
小売業・社会福祉施設において、増加傾向が続いている。



## (2) 事故の型別(R6)

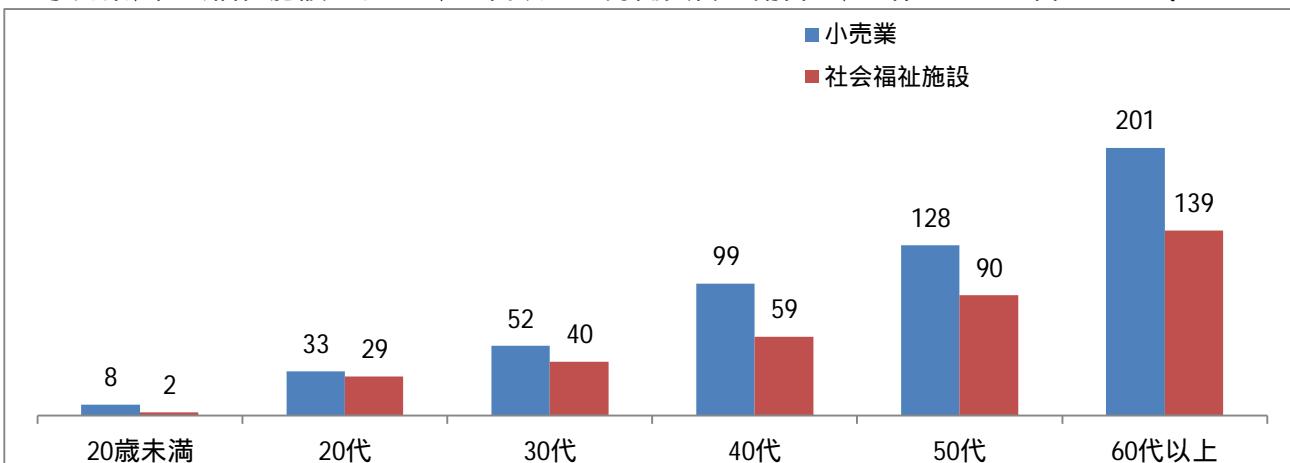
小売業は「転倒」が184件(35%)と最も多く、次いで「交通事故(道路)」が72件(14%)、「動作の反動・無理な動作(腰痛等)」が70件(13%)となっている。

社会福祉施設は「転倒」が119件(33%)と最も多く、次いで「動作の反動・無理な動作(腰痛等)」が118件(33%)となっている。



## (3) 年代別(R6)

小売業、社会福祉施設いずれも、50代以上の労働災害の割合が、全体の64%を占めている。



## 静岡県小売業 SAFE 協議会設置要綱

### 1 設置趣旨・目的

休業 4 日以上の労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約 4 割という状況にあるなど、労働者の作業行動に起因する労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業 1 か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけではなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、委員の労働安全衛生に対する意識啓発と自主的な労働安全衛生活動の定着を図るとともに、委員が管内の労働安全衛生に対する機運を醸成し、従業員の幸せのための安全アクション (Safer Action For Employees)を推進することを目的とする。

### 2 実施事項

- （1）委員の取組に関する情報交換
- （2）行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- （3）委員の取組目標等の設定
- （4）委員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- （5）行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- （6）厚生労働省で実施するコンソーシアムへの参加・アワードへの応募

### 3 委員の構成

別紙のとおり

### 4 委員の任期

#### 【法人委員】

法人の委員の任期は、加入年度にかかわらず、静岡労働局第 14 次労働災害防止計画の終期に合わせて令和 9 年度（令和 10 年 3 月末）までとする。

令和 10 年度以降の委員については、令和 9 年度時点での協議会の運営状況及び

労働災害の現況等を鑑み、令和9年度のS A F E 協議会において協議により決定する。

任期を終えた委員の再任は妨げない。

【行政機関委員】

原則任期を設けない。

5 開催頻度

半期に1度程度（9月及び2月を目安に開催する）

6 その他留意事項

その他協議会の運営に必要な事項は、委員の議論を経て決めることとする。

静岡県小売業 SAFE 協議会 委員

組織名（法人は五十音順）
株式会社遠鉄ストア
株式会社杏林堂薬局
株式会社静鉄ストア
株式会社田子重
株式会社マキヤ
マックスバリュ東海株式会社
静岡県経済産業部就業支援局産業人材課
静岡県健康福祉部健康局健康増進課
静岡労働局労働基準部健康安全課

制定 令和 4 年 10 月 12 日  
改訂 令和 5 年 9 月 6 日  
改訂 令和 7 年 3 月 3 日

## 静岡県介護施設 S A F E 協議会設置要綱

### 1 設置趣旨・目的

休業 4 日以上の労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約 4 割という状況にあるなど、労働者の作業行動に起因する労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業 1 か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけではなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、委員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、委員が管内の安全衛生に対する機運を醸成し、従業員の幸せのための安全アクション (Safer Action For Employees) を推進することを目的とする。

### 2 実施事項

- ( 1 ) 委員の取組に関する情報交換
- ( 2 ) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- ( 3 ) 委員の取組目標等の設定
- ( 4 ) 委員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- ( 5 ) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- ( 6 ) S A F E コンソーシアムへの参加・アワードへの応募

### 3 委員の構成

別紙のとおり

### 4 委員の任期

#### 【法人委員】

法人の委員の任期は、加入年度にかかわらず、静岡労働局第 14 次労働災害防止

計画の終期に合わせて令和 9 年度（令和 10 年 3 月末）までとする。

令和 10 年度以降の委員については、令和 9 年度時点での協議会の運営状況及び労働災害の現況等を鑑み、令和 9 年度の S A F E 協議会において協議により決定する。

任期を終えた委員の再任は妨げない。

**【行政機関委員】**

原則任期を設けない。

**5 開催頻度**

半期に 1 度程度（9 月及び 2 月を目安に開催する）

**6 その他留意事項**

その他協議会の運営に必要な事項は、委員の議論を経て決めることとする。

別紙

## 静岡県介護施設 S A F E 協議会 委員

組織名	役割
社会福祉法人聖隸福祉事業団	労働災害防止に取り組む当事者である介護施設運営法人で、安全衛生に対する意識啓発及び自主的な安全衛生活動の定着を図り、県内の介護業界における安全衛生に対する機運醸成を推進する。
社会福祉法人天竜厚生会	
社会福祉法人静和会	
社会福祉法人春風会	
静岡県健康福祉部福祉長寿局 介護保険課	介護施設運営法人以外の関係者で、各構成員の取組に対する助言、自身の視点からの情報提供等を行う。
静岡県健康福祉部健康局 健康増進課	
静岡市保健福祉長寿局健康福祉部 介護保険課	
浜松市健康福祉部介護保険課	
静岡労働局職業安定部職業安定課	
静岡労働局労働基準部健康安全課	協議会の開催、運営及び協議会委員の行う活動の支援を行う。(事務局)